

平成29年度 第2回 さいたま市立小・中学校通学区域審議会議事録

日 時 平成29年11月16日(火)
午前10時00分～11時20分
場 所 市役所9階 教育委員会室
出席者 小山会長、中島(諄)委員、金子委員、
早坂委員、田口委員、桑原委員、青羽委員、
今川委員、紅谷委員、佐藤委員、森委員
教育長、学事課長、事務局
(オブザーバー参加)
浦和西部まちづくり事務所
欠席者 石浜委員、石川委員、中野委員、
中島(俊)委員

1 開会

2 教育長挨拶

3 委嘱状の交付

4 会長挨拶

(議事進行交代)

(委員出席状況報告)

(資料確認)

5 議 題

(1) 通学区域審議会の概要について

事務局より、通学区域審議会の設置目的、委員構成、任期、審議内容、通学区域の弾力的運用について説明。

(2) 諮問 さいたま市立小・中学校通学区域の課題について

- ・全国的な傾向とさいたま市固有の状況について説明。
- ・急激な児童生徒数の増加により教室数の不足が予想される地域の問題、合併後の旧市境への特定地域の設定により児童生徒数のバランスが崩れている問題について、解決を図るべき喫緊の課題として実例を挙げて説明。
- ・課題の解決方法として、増築等のハード面での対応の他、通学区域の変更、

特定地域の設定または解消、等の方法があることを説明。

【質疑応答】

- 委員：浦和別所小と大谷小の児童数の伸びは大きい。
- 委員：与野南小については既に特定地域が設定されているということか。
- 事務局：設定済である。
- 委員：今回の審議会で何を検討すればよいのかを教えてください。
- 事務局：課題を挙げさせていただいたが、どの地域から対応すべきかという点をご審議いただきたい。
- 委員：浦和別所小と大谷小については切迫した状況と思われる。早急に対応すべきと思う。
- 委員：児童数等の数値が示されていないと検討が難しい。
- 事務局：お示しさせていただきたい。
- 委員：旧市境については解除または新たな設定は難しいのではないかと。
- 委員：浦和別所小について過大規模校解消や近隣校との関係はどうか。
- 事務局：これまで大規模共同住宅が計画された際に、比較的教室数に余裕のある学校に通学区域を変更した事例がある。
- 委員：ハード対応として仮設校舎を設置した場合何教室増えるのか。
- 事務局：校庭や予算との兼ね合いもあり具体的には申し上げられないが、所管部署で調査を行うと聞いている。通学区域の調整とは並行して行うものと考えている。
- 委員：武蔵浦和周辺地域については長年の課題となっている。今後も開発が進んでいく。課題解消に向けて各所管間で連携して対応していただきたい。
- 委員：小学校の場合、進学する中学校も同時に考えていただきたい。
- 委員：議論の前提としての基礎資料が無いように思う。解決に向けてとり得る手段も提示してほしい。今回の検討対象とならなかった地域でも、課題がある場所はあると思うが資料が無いため比較ができない。また、将来的な見込み、例えば大規模マンションができれば一時的に増えるが時期が過ぎれば減っていくが、設定またはそれを解除するときの負担も検討してほしい。
- 委員：過去事例・自治会の区域についても提示してほしい。
- 事務局：情報が不足という点をご指摘のとおり。次回に向けて児童数等の資料の作成に努めたい。
- 委員：次回、更に具体的な資料をもらい、具体的に審議をしないと先に進まないと思うのでよろしくお願ひしたい。通学区域の変更についてはなかなか難しい状況もあるが、コミュニティの関係等も踏まえながら検討していかなければならないだろう。

(3) 報告 特定地域の設定について

要望案件（3件）

- ① 中央区上峰1丁目3番～24番、2丁目
指定校：八王子中学校 許可校：与野西中学校
- ② 浦和区上木崎1丁目13番15号
指定校：大原中学校 許可校：与野東中学校
- ③ 南区大字円正寺400番地～402番地
指定校：善前小学校 許可校：向小学校

【事務局案報告】

・特定地域の設定について

- ① 要望地域は特定地域の設定により通学距離の短縮が図られること及び、現在対象地域に居住する児童生徒数は少数であるため、将来的にもこの特定地域の設定は両校の学校規模の適正化において影響はないと考えられることから、特定地域の設定は妥当であると考えている。
- ② 要望地域は特定地域の設定により通学距離の短縮が図られること及び、現在対象地域に居住する児童生徒数は少数であり、また、既に小学校において特定地域が設定されているため、将来的にもこの特定地域の設定は両校の学校規模の適正化において影響はないと考えられることから、特定地域の設定は妥当であると考えている。
- ③ 要望地域は特定地域の設定により通学距離の短縮が図られること及び、現在対象地域に居住する児童生徒数は少数であるため、将来的にもこの特定地域の設定は両校の学校規模の適正化において影響はないと考えられることから、特定地域の設定は妥当であると考えている。

これら3件の特定地域が設定された場合、平成30年4月1日より施行予定となる。

【質疑応答】

委員：今回の3件についてはいずれも妥当と考えられる。

委員：③についてはこの周辺から追加要望が出るということはないのか。

事務局：同じ自治会であり考えにくい。近年の要望では自治会の全域をというものはほぼない。

委員：周辺地域からの希望で続けて設定した事例はあるか。

事務局：課題事例でお示しした与野西北小でそのような話を聞いている。

(その他質問なし。以上で質疑応答を終了。)

(4) その他

事務局より、今後設定される特定地域について、一定の条件の下で解除を検討することについて説明をした。

(委員了承)

(5) その他

・第3回さいたま市立小・中学校通学区域審議会の開催時期について事務局から案内した。

(質疑応答なし)

6 閉 会